

令和5年度



中空知広域市町村圏組合

構成市町／芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町
上砂川町・浦臼町・新十津川町・雨竜町

交通災害共済 加入募集



受付開始

令和5年2月から

共済期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

※年度途中でも加入できます。

交通災害共済とは：この共済制度は、中空知地区の住民で交通事故による災害を受けた方へ一定の見舞金を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与する相互扶助を目的とした制度です。多くの方の加入をお願いします。

加入会費

●1人につき

400円/年

申込み先

- 「住所地」の市役所・町役場
- 町内会長・行政区長など
- 北門信用金庫本店・支店（中空知管内）

※各市町により、対応が異なる場合があります。
※加入に際して取得した個人情報は、交通災害共済の目的以外に使用いたしません。

加入できる人

- 中空知圏域内に住民登録している人
- 就学のため圏域外に居住している人

中空知圏域内

- 住民登録している人

圏域外に居住

- 圏域内に住民登録している人の被扶養者であって就学（各種学校）のため圏域外に居住している人



▼見舞金

区分・等級	災害の程度	共済見舞金基準額
死亡した場合		1,200,000円
傷害の場合	1等級 交通事故にあった日から、180日以内にその傷害が基で自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第2に定める後遺障害の等級が第1級に該当する後遺障害があった場合	720,000円
	2等級 実入通院日数（医師の診断により当該交通事故による傷害の治療のため実際に通院及び入院を要した日数をいう。以下同じ。）が96日以上の場合	220,000円
	3等級 実入通院日数が80日以上96日未満の場合	180,000円
	4等級 実入通院日数が64日以上80日未満の場合	150,000円
	5等級 実入通院日数が48日以上64日未満の場合	110,000円
	6等級 実入通院日数が32日以上48日未満の場合	70,000円
	7等級 実入通院日数が16日以上32日未満の場合	40,000円
	8等級 実入通院日数が11日以上16日未満の場合	30,000円
	9等級 実入通院日数が5日以上11日未満の場合	25,000円
	10等級 実入通院日数が3日以上5日未満の場合	20,000円

見舞金の対象となる交通事故

自動車・バイク・自転車等による道路上での交通事故により 実入通院日数が3日以上の場合

※歩行中の自動車等との接触事故も対象となります。

注意

道路上での自転車の単独事故の場合、速やかに警察へ届出をし、交通事故証明書を申請してください。

※届出が遅れると交通事故証明書が発行されず、見舞金の請求ができなくなります。

見舞金の対象とならない事故

- 私有地（駐車場・私道・踏切内・公園など）及び海外での交通事故は対象になりません。
- 歩行中の転倒は対象となりません。



請求期間

交通事故発生から1年以内

請求手続き

傷害のときは…

- 会員証 ■交通事故証明書 ■印鑑 ■医師の診断書（実入通院日全てが記載されているもの）
- ※整骨院・はり・灸院にかかる場合は病院の医師の同意書が必要。
（医師の診断に基づかない通院証明書は無効）

死亡のときは…

- 会員証 ■交通事故証明書 ■戸籍謄本
- 印鑑 ■死亡診断書



**「飲酒運転しない！
させない！ゆるさない！」
飲酒運転根絶へのご協力を!!**

※詳しくは、市役所・町役場へご相談下さい。